

平成 26 年度及び平成 27 年度税制改正要望結果について

【平成 27 年度税制改正の主な内容】

要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園・保育所等が給食用に使用する脱脂粉乳に対する関税暫定措置法の関税減税措置の対象に小規模保育事業等を追加する。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産（他の用途に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置を講ずる。 ・児童福祉法の改正に伴い、同法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、所要の措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋（他の用途に供されていないものに限る。）に係る不動産取得税について、課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。

（ ）幼稚園、認定こども園、保育所等の関係で、個人寄附に係る税額控除の要件の見直し及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について記載されている。

【所得税】

学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が 5,000 人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を 5,000 で除した数に 100 を乗じた数（最低 10 人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が 30 万円以上であることとする要件を加える。

（注 1）上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

（注 2）上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

（注 3）上記の改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用する。

【贈与税】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。

特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。

金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が 1 万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が 24 万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。

（注）上記 の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する書類について適用する。

【平成 26 年度税制改正の主な内容】

(注) 下記内容には、平成 26 年度施行分及び平成 27 年度（新制度開始時）施行分が含まれている。

要望項目	平成 26 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園</u>に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る幼保連携型認定こども園を加える等の措置を講ずる。 ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人又は社会福祉法人に対する寄附金について、幼稚園又は保育所に対する寄附金と同様に、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とする。 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象とする。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人又は社会福祉法人に対する寄附を、相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象とする。 幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託を、相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象とする。 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を加

	<p>える。</p> <p>学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。</p> <p>その他所要の措置を講ずる。</p> <p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等において使用する教育用物品に対する免税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する教育用物品を加える。 ・幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、幼保連携型認定こども園において使用する給食用脱脂粉乳を加える。
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、認定こども園を設置し、運営する事業を行う者を加える。 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が認定こども園の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 その他所要の措置を講ずる。

<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の措置を講ずる。 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、地方公共団体等の設置に係る一定規模以上の小規模保育事業の用に供する施設を加える等の措置を講ずる。 <p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置とする措置を講ずる。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。 <p>【相続税・贈与税・登録免許税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴い、次の措置を講ずる。 相続税又は贈与税が課されない公益事業を行う者の範囲に、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業を行う者を加える。 学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。 その他所要の措置を講ずる。 <p>【関税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、小規模保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を加える。
<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を加える。

<p>業に対する税制上の所要の措置〔新設〕</p>	<p>【不動産取得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産を加える。 <p>【事業所税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加える。
<p>子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置〔新設〕</p>	<p>【消費税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。